⑹　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　平成27年８月７日から平成27年８月31日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

②　提出場所　上記４の⑴に同じ。

③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）又は託送（配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出すること。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行金沢支店）。ただし、以下の条件を満たすことにより入札保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）

イ　金融機関の保証（取扱官庁　北陸農政局）

また、入札保証保険契約の締結を行った場合又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行金沢支店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア　利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行金沢支店）

イ　金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　北陸農政局）

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　配置予定技術者の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更は認められない。また、落札者となった者は、落札決定後、契約締結までに、配置予定技術者が営業所の専任技術者と重複していないことが確認できる資料を提出するものとする。

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　契約書の作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無

⑻　技術資料のヒアリングを行う。（詳細は入札説明書による。）

⑼　入札参加者は、技術資料の内容により入札を行うものとする。また技術資料の内容が契約条件となる。

⑽　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

⑾　違約金について

①　本契約に関し、受注者（共同企業体にあっては、その構成員。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。下記５の⑾の②において同じ。）の10分の１に相当する額を違約金とし発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。以下５の⑾において同じ。）。

イ　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。下記５の⑾の①のウ及び下記５の⑾の②のイにおいて同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ　上記５の⑾の①のイに規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。下記５の⑾の②のイにおいて同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

②　この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ア　上記５の⑾の①のアに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第８項又は第９項の規定の適用があるとき。

イ　上記５の⑾の①のイに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は上記５の⑾の①のエに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

ウ　上記５の⑾の①のエに該当する場合であって、上記５の⑾の①のアに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

エ　上記５の⑾の①のエに該当する場合であって、受注者が発注者に入札心得第４条の３（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

③　受注者が、上記５の⑾の①及び②の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

④　受注者は、契約の履行を理由として、上記５の⑾の①及び②の違約金を免れることができない。

⑤　上記５の⑾の①及び②の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

⑿　予決令第86条に規定する調査

①　低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金の額は、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。下記５の⑿の②及び③において同じ。）の10分の３以上とする。

②　低入札価格調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

③　低入札価格調査を受けた者との契約に関し、発注者より契約解除された場合の違約金は、請負代金額の10分の３に相当する額とする。